

林野火災 注意報 警報

令和8年4月1日運用開始



発令中は、屋外での火の使用が制限されます。

林野火災の危険性が高まった場合、「林野火災注意報」が発令されます。

「屋外における火の使用」は控えて（**自粛**）ください。

さらに危険性が極めて高い条件になった場合、「林野火災警報」が発令されます。

「屋外における火の使用」はやめて（**禁止**）ください。

※発令基準や対象区域など詳しくは裏面をご覧ください。



届出 について

たき火など屋外で炎が上がったり煙が上がるような火の取り扱いをする時は、最寄りの消防署等への事前の届出※が必要です！

- ※ 「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出」
- ※ 消防署への届出により、行為そのものを許可するものではありません。



屋外での焼却(野焼き)は一部例外を除き禁止されています。

※届出後に林野火災注意報・警報が発令された場合、届出者に消防署から連絡することがあります。



発令状況を確認するには？



発令状況については当消防本部ホームページでご確認いただけるほか、発令時に、ほっとスルメールやX(エックス)、消防情報案内でもお知らせしますのでご活用ください。

八戸消防本部
ホームページ



ほっとスルメール
(事前登録必要)

メールから登録 アプリから登録



八戸消防本部
X公式アカウント



消防情報案内

050-5536-5985

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部



火の使用制限の対象区域とは？

八戸広域市町村圏事務組合構成市町村
(1市6町1村)

対象となる区域は市町村ごとに指定しており、森林法や県森林計画指定区域を参考に、飛び火を考慮し森林割合の高い地域は全域とし、割合の低い地域は区域指定をしています。

八戸市、おいらせ町 は対象区域の指定あり

※詳細は消防本部HP参照

三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村は全域



発令中に制限される屋外での火の使用の内容とは？



制限される行為の例

(屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散するような行為)

いかなる場合も禁止

ゴミ焼却



野焼き



たき火



可燃物の近くでの喫煙



かまど(薪)



例外

林野火災警報等発令中でも規制対象外の行為

例)バーベキュー台、七輪など、火の粉が飛散しない形態の製品等で、それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象外。

バーベキュー



七輪(炭火など)



発令基準や対象になる期間は？

従前からあるもの



新しく始まります！



	火災注意報	林野火災注意報	林野火災警報
発令指標	次の①～④のいずれかの条件に該当する場合 ①実効湿度60%以下、かつ最小湿度が50%以下となる見込みのとき ②実効湿度が60%以下、かつ平均風速が毎秒5mを超える見込みのとき ③平均風速毎秒10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき ④その他火災予防上危険であると認めるとき ※林野火災注意報発令時も含む	左記の発令指標に加え 次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合 ①前3日間の合計降水量が1mm以下であって、前30日間の合計降水量が30mm以下のとき ②前3日間の合計降水量が1mm以下であって、乾燥注意報が発表されているとき	左記の発令指標に加え 次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合 ①強風注意報が発表されているとき ②顕著な少雨に関する気象情報が発表されているとき
対象期間		通 年	
火の使用制限内容	注意喚起	努力義務	義務
罰則	な	し	罰金又は拘留



お問い合わせ先:八戸消防本部 予防課 0178-44-2133